

【目次】

第1章 総則

第1条（本利用約款の目的）

第2章 利用契約の成立

第2条（申込の方法）

第3条（契約の成立）

第3章 本サービスの内容

第4条（本サービスの内容）

第5条（サポート）

第4章 お客さまの義務

第6条（データ等のバックアップ）

第7条（ID等の管理）

第8条（サーバーの管理）

第9条（変更の届出）

第5章 免責

第10条（不可抗力）

第11条（第三者からの攻撃）

第12条（免責）

第13条（消費者契約に関する免責の特則）

第6章 料金

第14条（料金の支払）

第15条（料金の支払時期）

第16条（利用期間及び更新）

第7章 本サービスの利用期間及び終了等

第17条（お客さまの行う解除）

第18条（当社の行う解除）

第19条（データ等の削除）

第20条（反社会的勢力の排除）

第8章 その他

第25条（紛争の解決のための努力）

第26条（準拠法及び裁判管轄）

第27条（本サービスの廃止）

第28条（本利用約款の改定）

別記1 品質保証制度・SLA

## 第1章 総則

### 第1条（本利用約款の目的）

管理代行サービス利用約款（以下、「本利用約款」という）は、セル・システム株式会社（以下、当社という）が提供する管理代行サービスの利用条件に付いて定めることを目的とします

## 第2章 利用契約の成立

### 第2条（申込の方法）

1. 本サービスを申し込む場合には、申込書に必要事項を全て記入したうえ、セル・システム株式会社（以下、当社という）に対して申し込みを行うものとします。
2. 本サービスの申込に際しては、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本サービスの申込があった場合には、本利用約款に同意したものとみなします。

### 第3条（契約の成立）

1. 本サービスの利用契約（以下、「利用契約」という。）は、当社がお客さまの申込に対して承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。
2. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。
  - (1) 本利用約款又は本規約に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
  - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
  - (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (4) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスの申込を行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
  - (5) 第24条第1項に定める反社会的勢力に該当する場合。
  - (6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

## 第3章 本サービスの内容

### 第4条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、GMOクラウド株式会社（以下、「GMO」という）が提供する共用サーバーの設定・管理を代行するサービスです。
  - (1) 契約ID・パスワード管理
  - (2) メールアカウント・パスワード管理          メールアカウント追加・修正・削除作業
  - (3) サーバー内不要データの削除
  - (4) クライアントPCへのメール設定作業は含まれません。
  - (5) クライアントPCへのメール設定作業の為の出張費は免除されます。
2. 当社は、代行サービス項目の追加、変更又は削除等、本サービスの内容を変更することがあります。

### 第5条（本サービスの提供時間）

土日・祝日及び弊社指定休日を除く月曜日から金曜日までの午前9:30～午後5:00とさせていただきます。

当日中対応の受付終了時刻は午後4：00とさせていただきます、午後4：00以降のご依頼は翌営業日の対応となります。（当日処理は100%を保証するものではありません）

## 第4章 お客様の義務

### 第6条（データ等のバックアップ）

お客様は、サーバーに保存されたデータ、ファイル、プログラム、アプリケーション、ソフトウェア、システムその他の電磁的記録（以下、「データ等」という。）について、その滅失又は損傷に備えて、お客様の責任で定期的にその複製を行うものとします。

### 第7条（ID等の管理）

1. 当社は、本サービスを提供するために運用するシステムにアクセスするために必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）をお客様に対して発行します。
2. お客様は、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。当社は、GMOのシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。

### 第8条（サーバーの管理）

1. GMO（GMOが作業を委託する第三者を含みます。）は、本サービスを提供するための機器に不具合が発生した場合、サーバー内のプログラム等が当社の設備に過大な負荷を与えている場合、お客様の管理するサーバーが不正にアクセスされ、又はウィルスに感染している場合、その他本サービスを提供するために必要がある場合には、お客様に対し期限を定めて適切な管理作業を行うように通知することがあります。この場合、お客様は定められた期限までに適切な管理作業を行わなければなりません。
2. GMOからの通知にもかかわらず、期限までに適切な管理作業が行われない場合には、GMOは、サーバー内における調査、サーバーの修補又は停止、設定変更、筐体変更その他の管理作業（以下、「管理作業等」という。）を行うことができるものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、GMO（GMOが作業を委託する第三者を含みます。）は、本サービスの提供のために緊急の必要がある場合には、お客様に通知することなく、直ちに管理作業等を行うことができるものとします。
4. 当社及びGMOは、第4条-1及び前2項の管理作業等によってお客様に生じた損害について、一切責任を負いません。

### 第9条（変更の届出）

1. 本サービスの申込の際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。

## 第4章 免責

## 第10条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又は共用サーバーの提供に際して GMO が利用する第三者のソフトウェアの瑕疵や機器の故障等、当社及び GMO に責任のない事由により、お客さまが共用サーバーを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 第11条（第三者からの攻撃）

GMO は、お客さまに提供するサーバーがDDoS攻撃等、第三者による攻撃を受けた場合には、お客さまに事前に通知することなく、サーバーの停止、ネットワークの切断、その他必要な措置を取ることがあります。この場合、GMO の措置によりお客さまに生じた損害について、当社及び GMO は一切の責任を負いません。

## 第12条（免責）

当社及び GMO は、本サービスに関していかなる保証も行わず、サーバーの停止、サーバーへの接続不能・遅延又はサーバーに蓄積若しくは保存されたデータ等の滅失、損傷、漏洩、その他本サービスに関連して生じた損害について、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

## 第13条（消費者契約に関する免責の特則）

1. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、月額利用料金の1カ月分に相当する金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。
  - (1) 当社及び GMO の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項。
  - (2) 本利用約款における当社及び GMO の債務の履行に際してなされた当社及び GMO の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項。
  - (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本サービスが請負契約の性質を有する場合には、本サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を免除する条項。
2. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、適用しないものとします。
  - (1) 当社及び GMO の債務不履行（故意又は重大な過失に限る。）によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項。
  - (2) 本利用約款における当社及び GMO の債務の履行に際してなされた不法行為（当社及び GMO の故意又は重大な過失に限る）によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項。

## 第6章 料金

### 第14条（料金の支払）

1. お客さまは、本サービスの利用の対価として、サービス利用料金を当社に支払うものとします。当社は、社会状況、経済情勢の変化、サービス提供上の技術的な要請その他の事情にもとづき、サービス利用料金を改定することがあります。
2. 本サービスの利用及びその料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、

お客さまがこれを負担するものとします。

#### 第15条（料金の支払時期）

1. お客さまは、本サービスの利用を開始する場合には、本サービスの利用開始時までには、当社に対してサービス利用料金を支払うものとします。
2. お客さまは、本サービスを更新する場合には、更新日から1カ月以内に、当社に対してサービス利用料金を支払うものとします。
3. お客さまは、本サービスの利用期間中に上位のサービスプランに変更した場合には、旧サービスプランと新サービスプランの利用料金の差額について、請求書の発行日から1カ月以内に、当社に対してこれを支払うものとします。なお、下位のサービスプランに変更した場合であっても、旧サービスプランと新サービスプランの利用料金の差額の払い戻しは行いません。
4. お客さまは、本サービスの利用期間中にオプションサービスの利用を開始した場合には、請求書の発行日から1カ月以内に、当社に対してオプションサービス利用料金を支払うものとします。
5. お客さまは、サービス利用料金の支払を遅延した場合には、支払期限の翌日から元本に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### 第16条（利用期間及び更新）

1. 本サービスの利用期間は、1年間とします。
2. 利用期間の満了日の45日前までに当社又はお客さまが更新を拒絶する旨を通知しない限り、利用契約は同一内容で前項と同一の利用期間をもって更新されるものとします。更新後の利用期間が満了する場合も同様とします。

#### 第17条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、本サービスの利用を終了する場合には、当社の定める方式に従って契約の解除を行うものとします。
2. お客さまは、利用期間の途中で契約を解除する場合、残期間分の利用料金相当額を違約金として一括して当社に支払うものとします。また、残期間分の利用料金がすでに支払われている場合であっても、当社は払い戻しを行いません。

#### 第18条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができるものとします。
  - (1) 本利用約款又は本規約の定める義務に违背した場合。
  - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合。
  - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

#### 第19条（データ等の削除）

当社は、利用契約が期間の満了又は解除により終了した場合には、サーバー内のデータ等を削除します。デ

ータ等の削除によりお客さまに損害が生じた場合であっても、当社は、お客さま又は第三者に対しデータの復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

## 第8章 その他

### 第20条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客さまは、現在及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団 関係企業、その他の反社会的勢力（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証するものとします。
2. 当社及びお客さまは、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに 準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、保証するものとします。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前二項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとします。

### 第21条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

### 第22条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本利用約款に関する訴えについては、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第23条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に定める本サービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨をお客さまに通知します。

### 第24条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、その実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

## 附則

本利用約款は、2017年3月1日から実施します。